

## 憲法記念日にあたっての会長談話

日本国憲法は、本日、施行から70周年を迎えました。

私たちは、先の大戦により、多くの私たち日本人の生命が失われるという被害と、世界の多くの人々の生命を奪うという加害との両面にわたる戦争の惨禍を経験しました。そうした歴史を痛切に反省し、政府の行為によって二度とこのような惨禍が起こることのないようにするという固い決意のもと、現憲法が制定されました。

また、現憲法制定前において、国内及び国外を通じ、数多くの深刻な人権侵害が惹き起こされました。

そこで、現憲法は、基本的人権の尊重、恒久平和主義、及び国民主権を基本原則として採用し、また、国家権力が濫用され、深刻な人権侵害を多く発生させた歴史を教訓として、憲法によって国家権力を制約し、為政者による恣意的な権力行使を許さないとする、立憲主義を根本理念としました。

戦争の惨禍と多くの人権侵害を経験した私たちは、この憲法を支持し、この70年間、この憲法とともに歩み、戦争を起こすことなく、平和の尊さを実感できる社会を実現し、また、この憲法をよりどころとして、自由権、社会権といった、憲法が保障する基本的人権の内容を充実させてきました。さらに、プライバシー権など、憲法に明文のない人権についても、幸福追求権（憲法第13条）等を根拠にして保障の範囲に含めるなど豊かなものとしてきました。

こうした基本的人権の尊重、発展について、当会も、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士（弁護士法第1条）の団体として、その役割を果たしてまいりました。

近年、国民の知る権利を侵害し、国民主権原理を損なう、特定秘密保護法の制定、立憲主義と恒久平和主義に反する安全保障法制法の成立、といった、憲法の基本原則や根本理念に反する国会や内閣の動きが相次いでいますが、当会はこうした動きに対して、反対の意思を表明してきました。また現在、国会では、共謀罪法案が審議されていますが、同法案は思想の自由、表現の自由、プライバシー権といった憲法上の人権を侵害するものであり、また、その濫用により身体的自由に対する重大な脅威となることが危惧されることから、当会は反対の意見を表明しています。

当会は、今後とも、憲法の基本原則や根本理念を損なう動きについて、法律専門家団体として警鐘を鳴らし続けるとともに、国民と手を携えて、基本的人権を擁護し社会正義を実現すべく、全力で活動してまいります。

2017年（平成29年）5月3日

福岡県弁護士会

会長 作間 功